

城陽市市民活動支援センター運営業務に関するプロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

近年、多様化する市民ニーズや地域課題に対し、従来の画一的な行政サービスでは対応が困難となってきている。また一方では、市民活動団体やN P O 法人等が幅広い分野で活躍され、まちづくりや社会貢献などの活発な活動を展開されている。このような状況を踏まえ、本市では、市民の自発的な地域活動・社会貢献活動を支援し、行政と市民がともに協働してまちづくりを進めるための活動拠点として、平成19年4月に城陽市市民活動支援センターを開設した。

当センターの開設から15年以上が経過しており、登録団体は80を超え、団体同士の連携やPC関連、団体運営等の相談も増加している。また、近年加入率が減少傾向にある自治会の相談対応やPCによる資料作成支援等も強化しており、利用数が増加している状況である。

このような背景から、今後ますます重要な役割を担う市民活動支援センターの管理・運営を円滑に、またより効果的に行うとともに、市民や自治会を含む市民活動団体のまちづくりへの参画を進め、市民協働を促進することを目的に、本業務を実施するものとする。

以上を踏まえ、城陽市市民活動支援センター運営業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく、事業計画の提案内容や中間支援に係る専門性、業務実績等について総合的な見地から判断し、最適な団体と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約候補者（入札指名業者）を選定する。

2 業務の概要

（1）委託業務名

城陽市市民活動支援センター運営業務委託

（2）業務概要

① 業務場所

城陽市市民活動支援センター（城陽市寺田今堀1番地 文化パルク城陽 地階）

※参考 <https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000001383.html>

② 業務期間及び時間

【期間】令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの

木・金・土・日曜日（ただし、文化パルク城陽の休館日を除く）

（開館日198日）

【時間】午前9時から午後7時まで（ただし、正午から1時間は休憩とする）

※その他、上記の目的を達成するために必要となる市民活動団体、自治会等の関係団体との協議や会議への出席等のため、別途、年間31日を業務日とする。（延べ業務日数：229日）

③ 業務内容

- ア 調査・研究・情報収集に関する業務
- イ 情報提供・情報発信に関する業務
- ウ 相談業務
- エ コーディネート・マッチング業務
- オ 人材の育成・団体の組織強化に関する業務
- カ 市民協働の推進・自治会活動の支援に関する業務
- キ 市民活動支援センターの管理・運営に関する業務
- ク 市との連絡・調整に関する業務

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

ただし、上記期間の業務が問題なく履行され、かつ城陽市議会で予算が可決された場合には、期間を1年延長することとし、最長で令和11年3月31日まで期間を延長し、契約を行う場合がある。

(4) 委託上限額：4,432千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1) 京都府内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人又は非営利活動団体のうち、次のいずれかに該当する団体。
 - ア 城陽市内における市民活動及び自治会活動支援の実績を有する団体
 - イ 城陽市内における公共施設の管理・運営の実績を有する団体
 - ウ 城陽市との協働事業の実績を有する団体
 - エ 市民公益活動の理念を有し、上記ア又はイに準ずる事業展開が可能な団体
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- 4) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- 5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- 6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
ウ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
エ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとす
る者
7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、 17 番地

城陽市市民環境部市民活動支援課

電話 0774-56-4001 メールアドレス shiminkatsudo@city.joyo.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア配布期間：令和8年2月2日～令和8年3月2日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時～午後5時まで）

イ配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、本市ホームページからダウンロードで
きる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア提出期限：令和8年2月27日～令和8年3月2日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ提出場所：（1）に同じ。

ウ提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による）。

5 質疑・回答

(1) 受付期間：令和8年2月2日～令和8年2月16日午後5時必着

(2) 質疑方法：電子メールにより、4（1）に提出すること。

（電話による質問は受け付けない）

(3) 質疑様式等：様式4に記載すること。次の点に留意すること。

ア 件名は「市民活動支援センター運営業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の団体名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

(4) 回答日：令和8年2月25日

(5) 回答方法：質疑への回答は、質問者に電子メールで回答する。

6 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 団体概要書（様式2）

ウ 活動実績調書（様式3）

エ 企画提案書

オ 價格提案書（見積書）

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書（※未納の税額がないことの証明）

(2) 企画提案書の作成方法

本要領及び「城陽市市民活動支援センター運営業務委託仕様書」に基づき、考え
うる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。

書式は任意とするが、用紙はA4、頁数は表紙・目次を除き20ページ以内とする。
企画提案書等に記載された内容については、価格提案書（見積書）の金額に
追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を
記載しないこと。

(3) 価格提案書（見積書）及び見積もり内訳書の作成方法

本業務を実施するための費用を内訳書を含めて作成すること。（様式は任意。代表
者職氏名を記入し、押印のこと。）金額は消費税込みの金額を記入すること。

(4) 提出部数

・正本 1部

・副本 6部

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補
者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、
城陽市情報公開条例に基づき取り扱う。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行
うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護され
る第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者
が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が本募集要領2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の別を通知する。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と城陽市との間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約の手続きを行う。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること(様式5)。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をす

ることはできない。ただし、市から指示があつた場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。